

第1回 練馬区区民協働推進会議における委員の主な意見と区の考え方

1 提案制度について

| |
|---|
| 意見1 協働事業提案制度において、区民の意見が区政等に反映できるような仕組みを設けることができないか。 |
| 1 協働事業提案制度は具体的な事業を提案の対象としており、事業実施を伴わない意見のみを対象とすることは考えておりません。しかしながら、区政等に関する様々なご意見については、施策等を推進する際に参考とさせていただきたいと考えますので、随時、関係する所管または広聴広報課にお寄せください。 |
| 意見2 区民の期待が高い分野を限定して自由提案事業を採択するという事は、協働をサービスの提供として捉えているからだと思うが、協働を望む区民からすると違和感を受けるかもしれない。区民は自分たちの思いを実現したいという意識が先行し、公共サービスの提供という意識が薄いと思う。 |
| 2 協働事業は、区民が求める公共サービスを地域活動団体と区がお互いの立場を理解・尊重して、連携・協力しながら実施するものです。今後、区の立場もご理解いただきながら、協働の趣旨を踏まえて事業の募集や実施をしていきたいと考えます。 |
| 意見3 地域活動団体も区職員も、今までの助成事業と違うことをしっかり認識して取り組む必要がある。区の役割として、経費の負担だけでなく、広報や情報提供などがあり、そのことをどれだけ区の職員が理解をし、区の持っている資源を提供しながら、役割を担っていけるかがポイントであると思う。(2件) |
| 3 協働事業は、地域活動団体と区職員が「ともに考え、ともに汗を流し」ながら実施していくものです。区としても可能な範囲で広報や情報提供などを行うこととし、地域活動団体と区がお互いの資源を活かしながら事業が実施できるように、区職員への啓発などにも取り組んでいきます。 |
| 意見4 協働を推進するというのに区全体で予算500万円は少なすぎる。(4件) |
| 4 提案制度における事業は区で実施している協働事業の一部であり、現在でも、区の各所管では予算措置を行い、協働事業を実施しています。また、各所管が新規事業を開始したり、既存事業を見直す中で、協働の手法を用いる場合もあります。 |
| 意見5 一事業50万円では、たいした事業はできない。 |
| 5 この制度では、比較的小さな地域活動団体でも協働事業を提案し、実施することにより、団体にとっては事業成果の他に、区との信頼関係の構築や社会的な信用の向上などにより活動基盤の強化につながることを期待しています。 また、区職員にとっても様々な場面で地域の活動に関わることで協働事業を学び、事務事業の進め方を見直す契機となると考えます。 |

| | |
|-------|---|
| 意見 6 | この提案事業をスタートとして、将来、継続的に実施していく事業が生まれてくることを望む。(2件) |
| 6 | 提案制度における事業実施は最長2年間ですが、その後、区として継続的に実施する必要があると判断した事業については、関係する所管が継続に向けて取り組んでいきたいと考えます。 |
| 意見 7 | 協働の原則に対等がある。どのような意味での対等なのか明確にする必要がある。財源や権限を行政が握っているので、これらの点については、対等とはいえない。 |
| 7 | 協働における対等とは、事業を実施するにあたり、地域活動団体と区が話し合いの場で対等に発言権を有することや、事業に関する協定書等の作成により役割分担を明確にし、双方が責任を持って業務を分担・遂行することを意味しています。 |
| 意見 8 | 対象となる事業の要件で、「4 公共性の高い事業で、地域課題の解決に向けた新たな取り組みが期待できる事業」の中には、「2 練馬区の基本構想や長期計画の実現に資する事業」に含まれない事業もありえるので、全ての要件を満たすというのは厳しいのではないか。 |
| 8 | 基本構想や長期計画は、区の基本政策や施策を総合的に定めたものであり、その内容は多岐にわたります。ご意見の「公共性の高い事業で、地域課題の解決に向けた新たな取り組みが期待できる事業」の多くは、基本構想や長期計画の実現に資する事業であると考えます。 |
| 意見 9 | 審査結果について、選定の可否だけを通知するのか。選定されなかった理由も付していくのか。 |
| 9 | 審査結果については、選定の可否だけでなく、選定されなかった理由も付して通知する予定です。 |
| 意見 10 | 審査項目は3段階、あるいは5段階評価なのか。事業の目的はか×の二者択一になる。×の場合これだけで却下になるのではないか。目的ということであれば、審査の視点は明確性になるのではないか。 |
| 10 | 審査項目は、5段階評価とする方向で検討を進めたいと思います。また、事業の目的に関する審査の視点は『明確性』とさせていただきます。 |
| 意見 11 | 申請書が細かすぎて、作成が大変または困難である。(3件) |
| 11 | 公金の支出に関わるため、一定の審査を行うための書類は必要と考えていますが、ご意見を踏まえて、可能な部分は簡素化していきます。 また、団体の多くは、申請書を作成することに慣れていないことが予想されるため、何らかの支援の方法を検討していきます。 |

意見 12 二次審査において「条件を付することがある」となっているが、どの程度まで条件を付すことを想定しているのか。一次審査で選定されなかった団体との公平性が問題になる。

12 審査委員会において、提案事業の内容が更に効果的になるようなアドバイスや実施に際しての留意点をご指摘していただくこともあると考えます。

その中で、必ず守ってもらいたい点などが出てくれば、実施の条件として扱っていくことを考えています。具体的に実施していく中で、一次審査で選定されなかった団体との公平性は損なわないように留意します。

2 評価制度について

意見 13 協働事業の評価において、区民の意見が反映できるようなしくみを設けることができないか。

13 協働事業の評価については、地域活動団体と区（関係所管）がそれぞれに、また項目によっては一緒に評価を行い、さらに区民にも参加いただいている「練馬区区民協働推進会議」で評価をしていただく予定です。

なお、事業を実施していく上で、受益者としての区民等の意見をアンケートなどにより収集し、事業の評価に役立てていきたいと考えます。

3 その他

意見 14 提案事業の内容が優れており、将来的に区の直営事業として行う場合、開発や事業手法を明確にした団体や区民に対して知的財産権の問題が発生する場合もあるので、注意しておく必要がある。

14 知的財産権の課題については、今後、先行事例等を参考に検討していきます。

意見 15 提案事業制度は、多くの自治体で既に実施している。練馬区発の制度の構築ができないか。

15 提案事業制度は、固定的なものではなく、適宜、見直しを図っていくことを考えています。他の自治体の事例だけでなく、様々なアイデアを出し合いながら、練馬区らしい制度となるようにしていきたいと考えます。